

高槻市立小学校普通教室教材提示装置 (電子黒板等) 購入仕様書

令和8年4月

高槻市

1	全般	2
(1)	事業名	2
(2)	調達物品の品名・数量	2
(3)	納品場所	2
(4)	納期	2
(5)	基本要件	2
2	業務概要	2
(1)	事業目的	2
(2)	本業務で調達する機器及び想定する作業（業務内容）	3
3	機器の仕様	3
(1)	基本仕様	3
(2)	詳細仕様	3
4	教職員向けの機器等の操作説明	3
5	機器の搬入	4
6	保守要件	4
(1)	保証期間	4
(2)	対応時間	4
(3)	保証対象	4
7	情報セキュリティ等	4
(1)	個人情報保護及び機密保持	4
(2)	知的財産権の利用及び帰属	5
8	貸与資料等	5
9	その他	5
別紙1	詳細仕様	7
別紙2		
	詳細仕様（1）電子黒板本体（小学校用）	8
	詳細仕様（2）電子黒板本体（教育会館用）	10
	詳細仕様（3）スタンド（小学校用）	12
	詳細仕様（4）スタンド（教育会館用）	12

1 全般

(1) 事業名

高槻市立小学校普通教室教材提示装置（電子黒板等）一式の購入

(2) 調達物品の品名・数量

品名・数量は以下のとおり。

品名		数量
電子黒板	電子黒板（付属品込み一式）	564 台
	スタンド	564 台

(3) 納品場所

高槻市立小学校・教育会館（別紙 1 参照）

なお、令和 8 年 5 月 1 日に確定する各校の学級数により、変更が生じる可能性があるため、発注者と協議の上、納品すること。但し総数の変更はない。

(4) 納期

令和 8 年 12 月 28 日まで：端末等機器一式 564 台

各学校への納入及び操作説明を完了し、令和 8 年 12 月 28 日には操作を問題なく行える状態にしておくこと。なお、各学校において受け入れ可能な日時や、検証を加味して各校と調整の上、納品すること。

(5) 基本要件

ア 本調達の範囲は物品の納品、取付、組立、動作確認、機器のネットワーク接続（Wi-fi 情報の登録のみ。証明書の登録は不要。）までとする。

イ 機器仕様、機器等操作説明、保守の内容を遵守し、履行する上で必要となるすべての諸経費は受注業者の負担とする。

ウ 受注者は、納入及び取付した機器に問題がある場合、責任を持って解決できる体制があることを条件とする。

エ 各製品はすぐに利用できるよう、指定どおり納品、取付、組立を行うこと。

オ 各製品には、今回の導入品であることが識別できるようなラベル又はテプラを貼ること。ラベル又はテプラには、機器名、納入会社名、保証期間を記載すること。

カ 本市が指定する備品シール又は本市が指定した内容を記載したテプラを貼付すること。

キ 本事業は地域未来交付金を申請しており、契約や納品時等の明細には、補助事業の対象となる「小学校の普通教室に設置する電子黒板」及び「設置に係る作業費」と補助事業の対象外となる「2 年目以降の保守費用」と「教育会館に設置する電子黒板」等の費用が識別できるようにすること。また、1 台毎に係る費用について、単価を示すこと。

2 業務概要

(1) 事業目的

全国学力・学習状況調査における本市の平均正答率は、多くの教科で全国の平均正答率を上回っている一方で、社会経済的背景による学力格差は拡大、固定化する傾向にあり、格差を是正し、全ての児童生徒に学力をつけることが喫緊の課題となっている。現在は、市内小学校の普通教室では、教員による教材の提示や児童の考えの共有は 1 人 1

台端末で行っており、共同注視による学習効果を十分に引き出せていない。児童の個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図るためには、ICT環境を新たに整備する必要がある。電子黒板の効果的な活用により、児童の授業への参加意欲が高まり、学習の理解を深め、また、児童が考えを電子黒板に直接書き込んだり、可視化・共有・比較したりすることで、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実し、児童の主体的・対話的で深い学びの実現を目指す。

(2) 本業務で調達する機器及び想定する作業（業務内容）

ア 主な調達機器

電子黒板。また、これらの可搬に必要とする機材類。

イ 付随する作業

電子黒板の設置・配線作業及び教職員への機器等の操作説明。

3 機器の仕様

(1) 基本仕様

ア 調達物品は、規格で示すものは準拠若しくは同等以上の性能を有する製品とすること。また、複数台納入するものは同一機種で納品し、納入後概ね5年間本体用保守部品の供給が可能であること。

イ 調達物品は新品且つ見積り時点で販売されているものであること。納入時点において、モデルチェンジ等により別機種となる場合は「ア」の要件を満たすこと。中古品や使用実績のあるライセンス、シリアルキー等を使用しないこと。

ウ 納品するハードウェア機器は保守性・耐障害性を十分考慮し、日本国内にサポート拠点を持っており、日本語で対応が可能なこと。

エ 本仕様書に記載する機能を本市の確認なく、運用等で代替可能であるとしな

こと。

オ 学校での授業での利用を想定した機器選定を行うこと。

カ 調達する機器のソフトウェア等は調達の時点で最新バージョンのものを調達すること。また、調達する機器及びソフトウェアのうち、納入期限までにバージョンアップが予想される機器又はソフトウェアがある場合は、すみやかに本市に報告し、対応について協議すること。

キ 納品後、納品した物品に不具合を発見した場合は、修理を実施すること。修理に掛かる費用は全て受託者負担とすること。修理した物品は、本市が指定する場所に再度納品すること。

ク 「キ」の修理対応は、納品後に学校が受領を完了するまで実施すること。

ケ 教育センターが、教職員を対象とした研修で使用する教育会館に設置する製品については、部屋面積が教室と異なるため、画面サイズを教室用より大きいものとする。

(2) 詳細仕様

別紙2参照

4 教職員向けの機器等の操作説明

設置する各学校の教職員に対し、電子黒板の操作に関する操作説明を行うこと。必要に応じて、電子黒板の操作説明だけでなく、運用に必要なコネクタや配線の種類、使用上の注意点など、説明を行うこと。

(1) 集合研修：本市が指定する学校で1回

(2) 動画による各校への研修 ((1) の内容を撮影したもので可。)

5 機器の搬入

搬入作業については細心の注意を払って行うこと。その際、機器・施設・設備等に損傷を与えた場合、修理及び原状回復に要する費用は、受注者の負担とする。

本市施設内での作業時は受注者が発行した身分を明らかにするものを着用すること。様式は指定しない。

なお、作業時間は、9時から17時までの間を基本とするが、授業中の搬入を行うことは不可とする。また、発注者と調整の上、17時以降の作業を認める場合がある。休日作業等の時間外作業及び設置方法については、発注者と調整すること。

6 保守要件

(1) 保証期間

全ての納品が完了した納入日から5年

機器のメーカー保証期間(1年)を含め、5年間の保証が付帯されていること。

(2) 対応時間

- ・本市担当職員による不具合の確認後、電話、メール、チャット等のいずれかにより保守対応依頼を行う。当該連絡を受けるための保証受付窓口を設けること。なお、本市専用窓口である必要はない。

- ・平日9時～17時。(年末年始を除く。)

- ・受付を含め保守対応は日本語で実施すること。

(3) 保証対象

本調達で納品する機器を無償保証の対象とする。ただし、下記に関連する事象や物品については対象外とする。

ア 本市の責により発生した故障

イ 機器メーカーの定める規定外の使用方法により発生した故障

ウ モニタパネル・付属品・スタンド及びメーカーが定期交換部品及び消耗品類と定めるもの

7 情報セキュリティ等

(1) 個人情報保護及び機密保持

ア 児童生徒、教職員等の関係者の個人情報を取り扱う場合には、「高槻市学校教育情報セキュリティポリシー」を遵守し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護の対策を講じること。

イ 業務上知り得た情報は、日本国の法令に基づき、機密情報として取り扱い、情報の持ち出し、目的外利用、第三者への開示及び譲渡等は一切行わないこと。契約満了後及び契約の解除においても同様とし、外国法令による情報提供義務は認めない。また、成果物(本業務の過程で得られた記録等を含む。)を本市の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与または譲渡してはならない。

ウ 受託事業者は、必要に応じて関係者全員の作業別名簿並びに秘密保持に関する誓約書を本市に提出すること。

エ 受託事業者は、本業務の従事者に情報セキュリティに関する遵守事項を周知し、対策を徹底させること。

(2) 知的財産権の利用及び帰属

ア 権利の利用

本業務範囲内で、第三者が有する知的財産権を利用する場合は、受注者の責任において解決すること。また、これらを怠ったことにより、知的財産権を侵害した場合は、受注者は一切の責任を負うこと。ただし、本市から提供するものを除く。また、授業支援等に際して、提供されるデジタルコンテンツ等がある場合は、他者の所有権や著作権を侵すものではないこと。

イ 権利の帰属

(ア) 納品物（受注者が本業務の履行のために本市向けに新たに作成又は編集して提供する資料であって、本市が本業務の目的の範囲内で、本市内において利用するために加筆、修正その他の改変を行うことを想定したものをいう。以下同じ。）に関する著作権等一切の権利は、従前から著作権を有している場合を除き、本市に帰属するものとする。

(イ) 受注者による作業において発生した権利については、原則として本市に帰属する。また、受注者は、本仕様による成果物が、本市以外のものの知的財産権を侵害しないことを確認するものとする。

(ウ) 受注者が本業務を行うにあたり新たに作成した著作物（以下「新規著作物」という。）の著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む全ての著作権を本市に無償で譲渡すること。

(エ) 納品物に関し、受注者は、本市及び新規著作物を利用する第三者に対し、一切の著作者人格権を行使しないことに同意すること。

(オ) 新規著作物の中に既存著作物が含まれている場合、その著作権は受注者に留保されるが、可能な限り本市が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾すること。

(カ) 第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、受注者は、当該著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うこと。この場合、受注者は、当該著作物等の内容について、事前に本市の了承を得ることとする。また、受注者は可能な限り、本市が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得すること。なおその際、第三者の著作権その他の権利を不当に侵害しないこと。

8 貸与資料等

本業務の実施にあたり、必要な資料を貸与する。貸与物件については、本市が指示する使用目的及び使用範囲に限った使用を行うこと。

なお、下記アについては、高槻市ホームページからダウンロード可能であることから貸与資料に含まないが、本業務の実施に当たっては必要に応じて確認すること。

ア 高槻市学校教育情報セキュリティポリシー

9 その他

(1) 調達物品（機器、付属のソフトウェアも含む）の中でユーザ登録の必要があれば、本市を代行して登録すること。

(2) 調達物品は、グリーン購入法やRoHS指令等の基準に配慮し、廃棄時に部品の再利用や素材がリサイクルしやすいように可能な限り設計されていること。

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」の基準を満たすこと。

- (3) 調達機器について、以下に示すドキュメント一式及びライセンス等の証書があれば取りまとめ、紙及び電子媒体で本市に内容の確認を行った上で納品すること。
 - ・ 調達機器の仕様が記載されているパンフレット
- (4) 本事業にて得た情報については、本事業を遂行する目的のみで使用し、外部に漏洩してはならない。本事業終了後も同様とする。
- (5) 仕様書に定めのない事項については落札後、本市と協議の上決定すること。
- (6) 受注者は、貸与された紙媒体、電子媒体の取扱いには十分注意を払い、複製が可能な電子計算機等の機器を持ち込んで作業を行う必要がある場合には、事前に本市の許可を得ること。
- (7) 受注者は、本市から貸与された紙媒体、電子媒体について、本市の許可なく複製してはならない。
- (8) 受注者は、本業務を終了または契約解除する場合には、本市から貸与された紙媒体、電子媒体を速やかに本市に返却すること。また、廃棄する場合は、廃棄を証明する書類を提出すること。その際、本市の確認を必ず受けること。
- (9) 受注者は、本業務の遂行において、本市の情報セキュリティが侵害されまたはその恐れがある場合には、速やかに本市に報告を行い、原因究明及びその対処方法等について本市と協議し実施すること。

別紙1 詳細仕様

※EV欄 ○：全教室EV利用可 △：一部教室EV利用可 ×：EV設置なし

No	名称	住所	電話番号	設置台数	EV
1	高槻小学校	高槻市本町3-69	072-674-0403	14	△
2	芥川小学校	高槻市真上町一丁目2-3	072-682-1404	24	△
3	磐手小学校	高槻市安満西の町27-1	072-683-4960	18	△
4	清水小学校	高槻市宮之川原四丁目20-1	072-688-6517	20	△
5	如是小学校	高槻市如是町2-3	072-695-0401	13	×
6	阿武野小学校	高槻市氷室町四丁目4-5	072-694-4666	20	△
7	五領小学校	高槻市五領町12-1	072-669-0181	7	△
8	桃園小学校	高槻市桃園町3-27	072-671-1421	24	×
9	三箇牧小学校	高槻市三島江一丁目13-6	072-677-5836	7	×
10	川西小学校	高槻市川西町一丁目34-7	072-681-5620	12	×
11	富田小学校	高槻市昭和台町一丁目1-1	072-695-0967	10	×
12	櫻田小学校	高槻市大字田能小字岡崎6	072-688-9237	6	×
13	大冠小学校	高槻市天川町42-2	072-671-6806	11	×
14	南大冠小学校	高槻市大塚町一丁目4-8	072-675-1010	15	△
15	柳川小学校	高槻市西町2-1	072-694-7461	9	×
16	北大冠小学校	高槻市宮野町10-5	072-671-5390	15	△
17	桜台小学校	高槻市登町9-1	072-671-1312	11	×
18	芝生小学校	高槻市芝生町三丁目30-1	072-677-2721	12	×
19	日吉台小学校	高槻市日吉台一番町24-18	072-689-1530	30	△
20	西大冠小学校	高槻市城南町三丁目1-1	072-675-5355	17	×
21	玉川小学校	高槻市牧田町8-1	072-695-6758	6	×
22	上牧小学校	高槻市上牧町四丁目22-1	072-669-2255	12	○
23	北清水小学校	高槻市安岡寺町六丁目2-1	072-688-4316	13	×
24	赤大路小学校	高槻市赤大路町15-1	072-695-3157	13	×
25	津之江小学校	高槻市津之江北町7-1	072-673-9011	13	○
26	冠小学校	高槻市大冠町二丁目40-2	072-672-1736	12	○
27	柱本小学校	高槻市柱本新町10-8	072-677-2717	6	×
28	郡家小学校	高槻市郡家新町68-1	072-683-1881	16	○
29	寿栄小学校	高槻市栄町三丁目11-2	072-694-8171	12	×
30	土室小学校	高槻市上土室六丁目10-1	072-694-7273	11	○
31	五百住小学校	高槻市登美の里町24-1	072-694-7277	12	×
32	竹の内小学校	高槻市竹の内町60-1	072-673-4495	16	×
33	安岡寺小学校	高槻市安岡寺町一丁目60-1	072-687-9139	13	○
34	松原小学校	高槻市沢良木町18-1	072-676-1415	12	○
35	若松小学校	高槻市若松町22-2	072-676-1408	9	○
36	丸橋小学校	高槻市芝生町三丁目16-2	072-677-1419	15	○
37	奥坂小学校	高槻市別所本町35-5	072-681-2614	20	○
38	真上小学校	高槻市西真上二丁目17-1	072-683-3558	13	○
39	南平台小学校	高槻市南平台五丁目20-1	072-695-5751	12	×
40	北日吉台小学校	高槻市日吉台三番町4-20	072-688-8641	18	×
41	阿武山小学校	高槻市阿武野二丁目1-2	072-693-3251	13	△
42	教育会館	高槻市城内町1-5	072-675-5665	2	○

別紙2 詳細仕様（1）電子黒板本体（小学校用）

項目		要件
基本仕様	画面サイズ	75型以上
	解像度	3,840×2,160(4K)以上
	輝度	400cd/m ² 以上
	内蔵OS	AndroidOS(*1)
	RAM(メモリ)	16GB以上
	ストレージ	256GB以上
	液晶方式	IPS又はVA(*2)
	視野角	左右178°/上下178°
	ガラス	・厚さ3.2mm以上 ・低反射加工を施していること ・表面硬度9H以上
	タッチ機能	指及びスタイラスペンで操作できること。 (50点マルチタッチ以上)
	入力端子	HDMI×3以上、USB-TypeA×5以上、USB-TypeC×2以上 (PD対応)
	出力端子	3.5mmイヤホンジャック×1以上
	カメラ	・3,840×2,160(4K)以上 ・電子黒板のモニタ上部に内蔵されていること。 ・水平視野角98.9°以上の広角レンズであること。
	マイク	電子黒板のモニタ上部に内蔵されていること。
	前面物理ボタン	電源、音量、入力切替等の物理ボタンを用意すること。
	ホーム画面	ホーム画面を任意にカスタマイズできること。
	サイドメニューバー	デジタルツールバーが画面左右にあり、表示・非表示、高さ調整が容易にできること。
	スピーカー	40W以上(前面20W+20W+サブウーファー15W以上。サブウーファーを備えていない場合は、上部前面8W+8Wに加えて、天面18W+18W以上を可とする。)
	ネットワーク	無線：IEEE802.11a/b/g/n/ac/ax(Wi-Fi6)
	Bluetooth	5.2以上
消費電力	375W以下	
防塵	防塵の機構であること。(IP5X相当)	
質量	57kg以下	
表示機能	無線接続	・Windows、iPad、Chromebook等の端末の画面をワイヤレス投影表示ができること。 ・最大9画面以上の分割の表示ができること。
	有線接続	・HDMIケーブル ・TypeCケーブル
本体内蔵書き込みツール	書き込み機能	・2本指で拡大縮小、3本指以上で移動、手のひら(平面)で消しゴム操作ができること。 ・書き込んだ手書き文字を綺麗な文字に自動成型する機能を有すること。

		<ul style="list-style-type: none"> ・板書モードに加え、投影画面にワンタッチで書き込みできる機能を有すること。 ・PC レスでディスプレイ上に任意の書き込みができること。 ・ホワイトボード機能：タッチ操作で直接書き込みができ、保存ができること ・複数の動画と静止画を貼り付けできること。 ・ミラーリングしている画面に直接書き込めること ・USB ケーブルで PC と接続することにより、電子黒板の画面操作で、PC を操作可能となる機能および端子を備えること。
	共有機能	<ul style="list-style-type: none"> ・書き込んだ内容を QR コードを利用する等、児童の端末へ簡単に共有する機能を有すること。 ・QR コードを利用する等、児童の端末から簡単に電子黒板へ画像を転送し貼付する機能を有すること。
	保存機能	書き込んだ内容を電子黒板及びクラウドに保存し、いつでも利用できること。
	作図機能	<ul style="list-style-type: none"> ・図形（円、三角、線、台形、星、楕円、多角形、ひし形、平行四辺形等）の自動成形機能を有すること。 ・三角定規、定規、コンパス、分度器等のツールを有すること。
	授業支援	<ul style="list-style-type: none"> ・画面を 4 分割以上に分割し同時に書き込み、各表示画面は個別に色変更、消しゴムの切替操作が可能なこと。 ・ページを 1,000 ページ以上作成でき、ページの一覧表示、削除が容易にできること。
その他	セキュリティ	<ul style="list-style-type: none"> ・電子黒板本体の起動パスワードを設定できること。 ・児童が教師の許可なく自由に利用することを止める機能を有すること。 ・他の教室への誤表示を防止する機能を有すること。 ・データを ISMAP 対応のクラウド上に保存可能であること。 ・GooglePlay プロテクト又は他のアンチウィルスアプリ等により安全性を確保していること。
	ファームウェア更新	最新バージョンのファームウェアをネットワーク経由で簡単に更新が行えること。
	認証	国内メーカー製品であり、Google EDLA 認証、技適マーク（電波法）、PSE（電気用品安全法）、CUD 認証マーク、VCCI ClassB、S-Mark を取得していること。
	同梱品	電源ケーブル、リモコン、スタイラスペン×4 本以上、USBType-C ケーブル（2m、eMarker チップ搭載）
	その他	電源ケーブルについては、電子黒板の稼働距離を合計 6m 程度確保できる長さとする。例えば電子黒板本

		体の電源ケーブルが2mであれば、4m程度の長さの電源タップを調達すること。
--	--	---------------------------------------

(*1)14 以上（調達の時点で最新バージョンのものを調達すること。但し、Google EDLA 認証製品である場合は、13 以上で可とする。）

(*2)VA 方式の場合は、ダイレクトボンディングであること。

詳細仕様（2）電子黒板本体（教育会館用）

項目		要件
基本仕様	画面サイズ	86 型以上
	解像度	3,840×2,160(4K)以上
	輝度	400cd/m ² 以上
	内蔵 OS	AndroidOS(*1)
	RAM (メモリ)	16GB 以上
	ストレージ	256GB 以上
	液晶方式	IPS 又は VA (*2)
	視野角	左右 178° / 上下 178°
	ガラス	・厚さ 3.2mm 以上 ・低反射加工を施していること ・表面硬度 9H 以上
	タッチ機能	指及びスタイラスペンで操作できること。 (50 点マルチタッチ以上)
	入力端子	HDMI×3 以上、USB-TypeA×5 以上、USB-TypeC×2 以上 (PD 対応)
	出力端子	3.5mm イヤホンジャック×1 以上
	カメラ	・3,840×2,160(4K)以上 ・電子黒板のモニタ上部に内蔵されていること。 ・水平視野角 100° 以上の広角レンズであること。
	マイク	電子黒板のモニタ上部に内蔵されていること。
	前面物理ボタン	電源、音量、入力切替等の物理ボタンを用意すること。
	ホーム画面	ホーム画面を任意にカスタマイズできること。
	サイドメニューバー	デジタルツールバーが画面左右にあり、表示・非表示、高さ調整が容易にできること。
	スピーカー	40W 以上（前面 20W+20W+サブウーファー15W 以上。サブウーファーを備えていない場合は、上部前面 8W+8W に加えて、天面 18W+18W 以上を可とする。）
	ネットワーク	無線：IEEE802.11a/b/g/n/ac/ax(Wi-Fi6)
	Bluetooth	5.2 以上
消費電力	475W 以下	
防塵	防塵の機構であること。(IP5X 相当)	
質量	69kg 以下	
表示機能	無線接続	・Windows、iPad、Chromebook 等の端末の画面をワイヤレス投影表示ができること。 ・最大 9 画面以上の分割の表示ができること。

	有線接続	<ul style="list-style-type: none"> ・HDMI ケーブル ・TypeC ケーブル
本体内蔵書き込みツール	書き込み機能	<ul style="list-style-type: none"> ・2本指で拡大縮小、3本指以上で移動、手のひら（平面）で消しゴム操作ができること。 ・書き込んだ手書き文字を綺麗な文字に自動成型する機能を有すること。 ・板書モードに加え、投影画面にワンタッチで書き込みできる機能を有すること。 ・PC レスでディスプレイ上に任意の書き込みができること。 ・ホワイトボード機能：タッチ操作で直接書き込みができ、保存ができること ・複数の動画と静止画を貼り付けできること。 ・ミラーリングしている画面に直接書き込めること ・USB ケーブルで PC と接続することにより、電子黒板の画面操作で、PC を操作可能となる機能および端子を備えること。
	共有機能	<ul style="list-style-type: none"> ・書き込んだ内容を QR コードを利用する等、児童の端末へ簡単に共有する機能を有すること。 ・QR コードを利用する等、児童の端末から簡単に電子黒板へ画像を転送し貼付する機能を有すること。
	保存機能	書き込んだ内容を電子黒板及びクラウドに保存し、いつでも利用できること。
	作図機能	<ul style="list-style-type: none"> ・図形（円、三角、線、台形、星、楕円、多角形、ひし形、平行四辺形等）の自動成形機能を有すること。 ・三角定規、定規、コンパス、分度器等のツールを有すること。
	授業支援	<ul style="list-style-type: none"> ・画面を4分割以上に分割し同時に書き込み、各表示画面は個別に色変更、消しゴムの切替操作が可能なこと。 ・ページを1,000ページ以上作成でき、ページの一覧表示、削除が容易にできること。
その他	セキュリティ	<ul style="list-style-type: none"> ・電子黒板本体の起動パスワードを設定できること。 ・児童が教師の許可なく自由に利用することを止める機能を有すること。 ・他の教室への誤表示を防止する機能を有すること。 ・データを ISMAP 対応のクラウド上に保存可能であること。 ・GooglePlay プロテクト又は他のアンチウィルスアプリ等により安全性を確保していること。
	ファームウェア更新	最新バージョンのファームウェアをネットワーク経由で簡単に更新が行えること。

	認証	国内メーカー製品であり、Google EDLA 認証、技適マーク（電波法）、PSE（電気安全法）、CUD 認証マーク、VCCI ClassB、S-Mark を取得していること。
	同梱品	電源ケーブル、リモコン、スタイラスペン×4 本以上、USBType-C ケーブル（2m、eMarker チップ搭載）
	その他	電源ケーブルについては、電子黒板の稼働距離を合計 6m 程度確保できる長さとする。例えば電子黒板本体の電源ケーブルが 2m であれば、4m 程度の長さの電源タップを調達すること。

詳細仕様（3）スタンド（小学校用）

項目	要件
スタンド	電子黒板と同メーカーの純正品が望ましい。（*3）
耐震基準	JIS Q 17025:2018（ISO/IEC 17025:2017）認定を受けた試験所又は公的検査機関による震度 6 強の耐震認定（*3）
ディスプレイ耐荷重	総耐荷重 150kg 以上
上下調節	昇降が容易なハンドル昇降式
昇降幅	350mm 以上
棚板	幅 530mm×奥行 385mm 以上、耐荷重 50kg 以上
キャスター	直径 100mm 以上のキャスター。安全性を確保するため、2か所又は 4か所のキャスター全てに転がりと首振り防止の二重ロック機構が装備されていること。（*4）
省スペース設計	奥行 820mm 以下であること。
その他	コーナーガードが付いている又は角が丸い等、児童の安全を考慮した設計となっていること。

（*3）証明書を提示すること。納入する電子黒板本体とスタンドを組合せた状態で実施する試験の結果の評価であること。

（*4）ロック機構が 2か所の場合は、別途安全性に関する資料等を提示すること。

詳細仕様（4）スタンド（教育会館用）

項目	要件
スタンド	電子黒板と同メーカーの純正品が望ましい。（*3）
耐震基準	JIS Q 17025:2018（ISO/IEC 17025:2017）認定を受けた試験所又は公的検査機関による震度 6 強の耐震認定（*3）
ディスプレイ耐荷重	総耐荷重 150kg 以上
上下調節	昇降が容易なハンドル昇降式
昇降幅	300mm 以上
棚板	幅 750mm×奥行 380mm 以上、耐荷重 50kg 以上
キャスター	直径 100mm 以上のキャスター。安全性を確保するため、2か所又 4か所のキャスター全てに転がりと首振り防止の二重ロック機構が装備されていること。（*4）
省スペース設計	奥行 1100mm 以下であること。
その他	コーナーガードが付いている又は角が丸い等、児童の安全を考慮した設計となっていること。